

マージン率などの情報について

労働者や派遣先となる事業主がより適切な派遣会社を選択できるよう、インターネットなどにより派遣会社のマージン率や教育訓練に関する取り組み状況などの情報提供が義務化されています。(労働者派遣法第 23 条第 5 項)

① 2024 年 10 月 1 日付け 派遣労働者数	3 人
② 派遣先事業所数(実数)	2 事業所
③ 労働者派遣に関する料金の平均額(8 時間あたり)	17,533 円
④ 派遣労働者の賃金の平均額(8 時間あたり)	13,133 円
⑤ マージン率	25.1%

※マージンには、社会保険料・雇用保険料等の法定福利費、教育訓練費、福利厚生費、営業利益等が含まれます。

⑥派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

法令遵守（コンプライアンス）についてなど

キャリアに関する相談窓口：エル・エス・アイ ジャパン株式会社
人材開発室 TEL 03-5809-2061